

奈良県広域水道企業団入札監視委員会規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第9号

奈良県広域水道企業団入札監視委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例（令和7年2月条例第13号）第2条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、中立かつ公正な立場で客観的かつ適切に入札及び契約についての審査その他の事務を行うことができる者であって、学識経験を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 委員会の会議は、公開しないものとし、議事の概要は、公表するものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約財産課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。